

# 子彈庫「楚帛書」十三行文釋注

笠川直樹

## 一、釋注にあたって

本稿は、通称「楚帛書」と呼ばれる一枚の絹本の、中央に配された二つの文章のうち、十三行の文章の釋注である。

本稿では、この十三行文への名づけの定義はおこなっていないが、「楚帛書」の内容は、楚の神話傳説を記す八行文、四時の運行と災異、天人感應の思想を含んだ十三行文、月令禁忌を記す十二の外邊の文章の三部分に分かれ、四周に描かれた十二の繪は怪異神像であるとされている。

## 二、収蔵と出土墓

「楚帛書」は、一九四二年九月長沙子彈庫戦国期木椁墓から盜掘されたのも数人の手を経て、現在 Sackler Gallery (ワシントン) に蔵されている。一見掛け物のようにも見える外形の尺寸は長さ 38.76cm、寛さ 47cm。(図版 I)。

この墓は一九七四年に発掘され、湖南省博物館「長沙子彈庫戦国木椁墓」の報告書によれば、墓葬は斜坡墓道のある長方形の竪穴墓。墓

口は長さ 3.8m 寛さ 2.72m。棺椁は三重。椁、外棺、内棺であり、『荀子』禮論「天子棺椁七重、諸侯五重、大夫三重、士再重」に照らせば、「大夫三重」に合う。被葬者は残った骨架から推定して、身長 1.7m、四十才くらいの男性と推定されている。墓所出土の陶製の鼎、敦、壺の組み合わせは戦国中期に常見する。同出の「人物御龍帛畫」は墓主の「引魂昇天」を写すとされており、その肖像、装束から看れば、大夫級の貴族と推測されている。

## 三、著録

図版、摸本類の主だったものは、李零『楚帛書研究』十一種(上海中西書局 2013.12) に収められている。原資料は傷みが甚だしいが、本稿では比較的鮮明な、饒宗頤・曾憲通『楚帛書』(中華書局香港分局 1985.9) 所収の赤外線版図版 (I) を釋注の基づく資料とした。またこの図版によって原寸大摸本「絹本」(II) を作成した。



(I)



(II)

#### 四、参考文献

劉信芳『子彈庫楚墓出土文獻研究』(藝文印書館2002.1)には主だった文獻の序録がある。また、池澤優「子彈庫楚帛書八行文譯註」(『楚地出土資料と中國古代文化 郭店楚簡研究会編』汲古書院2002.3所収)には、文獻一覽があつて数多い關係論文を知ることができる。以下には本稿で参考とした主立った文獻をあげる。

##### (一)、まとまった考釋のあるもの

- ① 陳夢家「戦国楚帛書考」『考古学報』1954.2 (『陳夢家学术論文集』所収)
- ② 商承祚「戦国楚帛書述略」1964.8 (『商承祚文集』廣州・中山大學出版社 2004.11所収)
- ③ 林巴奈夫「長沙出土戦国楚帛書考」『東方学報』36 1964

- ④ 嚴一萍『甲骨古文字研究』臺北藝文印書館, 1976.6
- ⑤ 饒宗頤「楚帛書新證」(饒宗頤・曾憲通『楚帛書』中華書局香港分局1985.9所収)
- ⑥ 何琳儀「長沙帛書通釋」『江漢考古』1986.1期
- ⑦ 高明「中国古文字学通論」第8章第2節・繪書 p523 1987.4
- ⑧ 李學勤『簡帛佚籍與學術史』第一篇第五楚帛書研究 江西教育出版社2001.9

⑨ 劉信芳「楚帛書解詁」乙篇(『子彈庫楚墓出土文獻研究』藝文印書館2002.1所収)

⑩ 李零「長沙子彈庫楚帛書研究」釋文考證(『楚帛書研究』十一種、上海中西書局2013.12所収)

⑪ 李零『子彈庫帛書』文物出版社、2017.1

##### (二)、楚帛書十三行文を考える上で参考にしたもの

- ⑫ 湖南省博物館「長沙子彈庫戦国木椁墓」『文物』1974.2.p36
- ⑬ 湖北省文物考古研究所、随州市考古隊「随州孔家坡漢墓簡牘」文物出版社 2006年6月
- ⑭ 劉樂賢「孔家坡漢簡《日書》歲篇初探」(中國社會科學院歷史研究所)2007-05-26
- ⑮ 森和「子彈庫楚帛書における五行説と宗教的職能者」『史観』第一五七冊2004.12
- ⑯ 池澤優「子彈庫楚帛書八行文譯註」『楚地出土資料と中國古代文化 郭店楚簡研究会編』汲古書院2002.3所収

⑰池澤優「子弹庫楚帛書辺文訳注」『宗教学年報』XXI 103～128頁  
2004.3.31

⑱黄儒宣『《日書》圖像研究』第4章第1節、楚帛書の性質』202  
2013.12

⑲澤田多喜男『黄帝四経 馬王堆漢墓帛書老子乙本卷前古佚書』譯註  
知泉書館 2006.8

(三)、檢字に使用したもの

⑳『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社 1990

㉑『包山楚簡』文物出版社 1991

㉒『郭店楚墓竹簡』文物出版社 1998年

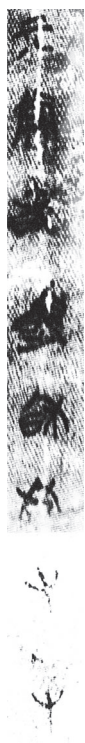
㉓『楚系簡帛文字編』湖北教育出版社(增訂本) 2008.1

隸定

佳 □ □ □ 月 則 經 細 不 覓



元 尚 春 夏 秋 冬 又 □ 又



尚 日 月 星 曆 舉 遊 元 行



經 細 遊 □ 卉 木 亡

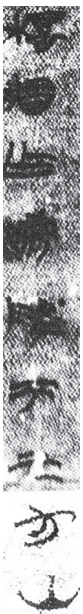


(1行)

尚 □ 突 天 墜 乍 兼 天



椹 灑 乍 瀉 降 于 元 方 山



陵 元 雙 又 崩 罕 洄



是 胃 李 李 戠 □ 月 內 月



(2行)

七日 □ 又 電 雲 雨 土 不



見 丌 參 職 天 雨 喜 喜 是



遊月閏之勿行一月二月



三月是胃遊終亡



奉□元邦四月五月



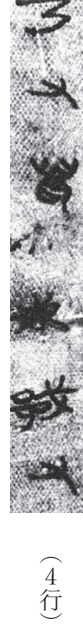
是胃率紀亡尿管□□



戡西陲又吝女日月既率



乃又鼠東陲又



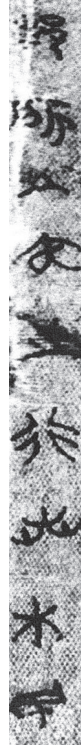
吝□乃兵寓于元王



凡戡惠匿女曰亥佳



邦所五突之行卉木民



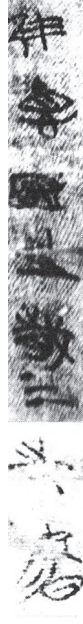
人以風四淺之



尚□□上突三寺是行



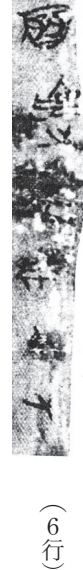
惟惠匿匪戡三寺皆



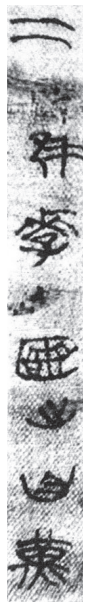
娶之以素降是月以婁



曆為之□佳□又



二 □ 佳 李 惠 匿 出 自 黃



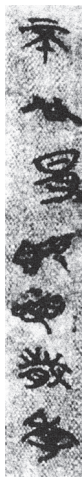
開 土 身 亡 □ 出 內 □ 同



乍 元 下 凶 日 月 皆 孽 星 曆



不 同 日 月 既 孽 戡 季



(7行)

乃 弋 寺 雨 進 退 亡 又 尚



死 恭 民 未 智 曆 以 為



則 母 童 群 民 以 □ 三 死 發

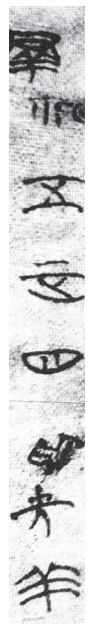


四 興 鼠 以 □ 天 尚



(8行)

群 神 五 正 四 晨 堯 羊



建 死 襄 民 五 正 乃 明 百



神 是 高 是 胃 惠 匿 群 神 乃



惠 帝 曰 繇 敬 之 哉



(9行)

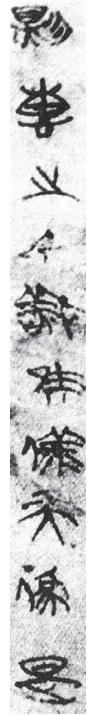
母 弗 或 敬 佳 天 乍 福 神



則 各 之 佳 天 乍 突 神



則 惠 之 欽 敬 佳 備 天 像 是

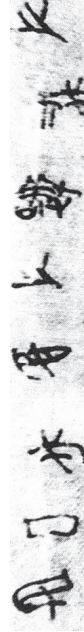


側 成 佳 天 乍 下 民



(10行)

之 祚 敬 之 母 弋 民



勿 用 迨 □ 百 神 山 川 溝



浴 不 欽 前 行 民 祀 不 瘠 帝

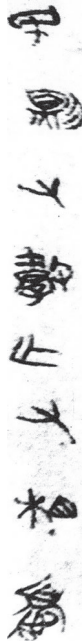


酒 繇 以 率 □ 之 行

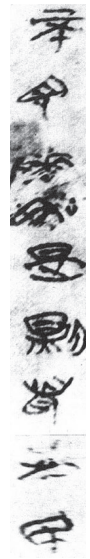


(11行)

民 則 又 敦 亡 又 相 憂



不 見 陵 □ 是 則 鼠 至 民



人 弗 智 戡 則 無 姦 祭 □

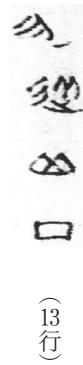


則 役 民 少 有 □ 土 事



(12行)

勿 從 凶



(13行)

釋文

佳(惟) □□□、月則緹緹①不夏丌尚(當) ②、春夏秋冬、又  
□(亂) 又尚(常)、

① 緹緹の緹は緹の或體字。『說文解字』糸部、緹に「緩なり。糸に从う盈聲。讀みは聽と同じ、緹、緹或は呈に从う」とある。

饒宗頤⑤は、『史記』天官書の「日月の行を察し以て歲星の順逆を揆す。東方は木、春を主る、日は甲乙の曰。義を失えば、罰は歲星に出ず。歲星贏縮し、其の命以て國に捨く。所在する國は伐つべからず、以て

人を罰すべし。其れ趨舎して前むを贏と曰う、退舎するを縮と曰う」を引く。矧字を『古今韻會舉要』では「贏」と同じとするところから、經細を贏(あます)縮(ちぢむ)と解する。以来これが通説になっている。いま語釋は贏縮に従うが、例証とする天官書は歲星の贏縮をいうので、以降の饒宗頤⑤の解釋は歲星紀年と深く関わるものとして展開されている。

②この字は、尚の下部に井が加えられ、饒宗頤⑤は當と隸定する。井の無い後出の二例が常と隸定されるのは異なる。劉信芳⑨は、井に従うことから、掌(つかさどる)と釋しているが、通假字から見れば、尚は當、常、掌と通假する。(馬王堆漢墓帛書《戰國縱橫家書、蘇秦謂燕王章》「三王代わるがわる立ち、五相は蛇政す、皆な以て其の掌を復さず」の後文に「此れ皆な以て其の常を復さずして進を爲す者なり」とある)。青銅器銘文の尚(常)は吉祥語に使用されるものもあり、陳公子叔原父鬲(集成 00947)「子孫是尚」、爲甬人盥(集成 04406)「邁(萬)歲用尚」、陳侯因脊罍(集成 04649)「莖萬子孫、永く典尚(てんこせんれい)と爲せ」の例がある。月が長さを余したり、足りなかったりして當を得ないことが、四時(春夏秋冬)が亂れて通常の交替にそぐわぬ結果に繋がることからすれば、字釋はどちらも同じ。

日月星辰、**𠄎**遊③元行。經細遊□、卉木亡尚(常)、

③𠄎は亂の異体字。遊は、郭店楚簡『老子』乙に見えるこの遊(𠄎)字を、現行の『老子』に照らすと「失之若驚」(道經・厭恥章第十三)

とあり、遊(𠄎)が失字にあたることが判る(『郭店楚墓竹簡』文物出版社1998一七三頁)。また包山楚簡・一四二に同字があり、「趣(行)を遊す」という。日月星辰の軌道の巡りの亂失は、ひと月の長短が當を得ないことに直結し、草木にとっても常がないことをいう。

洪範五行傳に「時に則ち日月亂行、星辰逆行有り。維れ五位を復建し厥の沴(害)を辟く」とあって、鄭玄注には「君五事を失せば、則ち五行は相い沴(そこな)い、其の位を違う。復た之れを立てるとは、當に其の吉兇變異を明らかにす、則ち此れ貌邪言為なるを知るべし。輒ち過ちを改め、以て之れを共禦せんとすれば、日月の司に至らば、また必ず祭祀を齋肅し、以て其の神を撫せば、則ち兇咎は除かる」とある。ここでは「祭祀を齋肅し、以て其の神を撫す」という対策が述べられ、「日月亂行、星辰逆行」を司る神を安撫し、「兇咎を除く」という手立てが示されている。

□□天(天)④。天墜乍兼⑤、天椋酒(將)乍瀆⑥、降于元方。

④天は天。吳九龍「簡牘帛書中的天字」(『出土文獻研究』第一輯)に従い、天は天の繫体字とする。劉信芳⑨は郭店楚簡、唐虞之道・十一の「安命弗天」を引く。『詩經』小雅。正月には「天天(わざわい)し」の語がある。

『淮南子』本經訓には、衰世に至って「陰陽は繆戾、四時は敘を失い、雷霆は毀折し、雹霰は虐を降し、氛霧霜雪は霽まずして、萬物は焦天す」とあり、「焦天」は繁茂しないこと。

『春秋左氏傳』宣公十五年には「天の時に反するを災と為す、地の物に反するを妖と為す、民の徳に反するを亂と為す。亂れば則ち妖災生ず」とあり、民の徳に反する行為が、天地の妖災を生むという。

⑤ 隍は地、包山楚簡・二〇二の「宮地主」の地と同形。また羨は祥であって、包山楚簡・二二三に類似する字(𠄎)があり、「又(有)羨」とある。突の發生の後、天地にきざしがあらわれることをいう。

⑥ 天桓については、『史記』天官書に「天一、楡、楛、矛、盾動搖、角大、兵起」とあって、天楛の名(彗星名)が見える。今は饒宗頤⑤の解釋に依る。酒は將、包山楚簡・一四二には同字、劉信芳⑨のいうように、中山王壺にも同様の字(𠄎)が見える(「將に天子の廟に上觀使しめん」。天官書に依れば「將に瀉を乍さんとす」の瀉は動搖することとなる。「开の方に降る」は天邊に流れ降ちること。

山陵丌夔(廢)⑦、又𠄎(淵)𠄎(厥)洄⑧、是胃季⑨。

⑦ 夔字は、包山楚簡・八〇に見えるものと同じく發字。包山楚簡ではみな「發する」の意味で用いられるが、ここでは廢と通じて「毀つ」意と取るのが妥当であろう。『春秋左氏傳』襄公二十八年に「陳無字水を濟るに、舟を𠄎(そこな)い梁を發(こぼ)つ」とある。

⑧ 「又𠄎𠄎」の淵字は郭店楚簡・性自命出・六二(「欲淵を慮る」)に同様の字(𠄎)がある。洄は汨、『列子』湯問に「車に盈つる魚を百仞の淵、汨流の中より引く」とある。広い淵の深みの流れをいう。

⑨ 楚簡では「胃」はみな「謂」に用いられている。「是胃…」は、楚

帛書と時期的に近い九店五六號墓出土簡冊にも見える。「日書」叢辰・三二簡に「戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉、是れ外害日を胃う、以て行作に利あらず、四方の埜外に𠄎(ふみだ)せば、必ず「無」寇逃に遇い、必ず兵す。是れ故に以て行作に利あらず、埜事は不吉と胃う」とある。

ここに見える𠄎字は、従来字と隸定されることが多かった(饒宗頤⑤、李學勤⑧は、字星とする)。しかしながら、『包山楚簡文字編』には、字字とされる「𠄎季」(「登字」人名、一七二)がある。また、郭店楚簡・老子・乙十には𠄎(「明道如字」)の字形が見える。一方で、包山楚簡には、疋獄の署名人用語、人名に用いられる𠄎字が多数あり、楚帛書と同形であることが指摘されている。李零はこの𠄎字を李と隸定し(「讀『楚系簡帛文字編』」一四八頁)、楚帛書殘片に見える「桑桃、李」の李と同形であることを佐證としている。また、『管子』法法の「皐陶を李と爲す」は、上海博物館蔵竹簡『容成氏』二八の「乃ち皐陶を立て、以て李と爲す」とあうが、この李は𠄎に作る。本稿では、これらに従い、𠄎を李字とするが、理と通じて法官とする語釋(何琳儀「包山竹簡選釋」『江漢考古』1983)はここにはあたらぬ。李(𠄎)は、「天楛が動搖して一方に流れ降ち、山陵は毀たれ、淵の水は汨流となる」という、わざわいのきざしをいう。

季 戠□月内(入) 月七日□又電電⑩ 雨土。不夏丌參職。天雨 喜喜⑪

⑩ 戠(戠)は包山楚簡・二・二に見える字(𠄎)と同じ。内は入る。



□月に入って七日経ったところ。雲夢秦簡、土忌に「凡て入月七日及び夏丑、秋辰、冬未、春戌、垣を壊つべからず、これを起せば必ず死者あり。豕を殺し、其の肉を索がざれば必ず死す」とある。

劉信芳<sup>⑨</sup>は、李を火星、戠を木星と解して、月と交會する際に妖異が生ずるといふ天象説を展開している。

睡虎地秦簡日書甲篇・門には「天李」があり（「天李正月居子、二月居子、三月居午、四月居酉、五月居子、六月居卯、七月居午、八月居酉、九月居子、十月居卯、十一月居午、十二月居辰」。凡て此の日は入宮及び入室すべからず、入室すれば必ず災あり、入官すれば必ず罪あり）、整理班の注釋には「天李は即ち天理」として、『史記』天官書集解の「天理四星」をあげる。

李零<sup>⑩</sup>は、來と子に従う李<sup>李</sup>が、來母の頼字と通假し、また厲、戻と相通じるとする。

電は電、電は『白虎通』災異に「霜の言葉の意味は亡」とあり、亡に従うこの字は霜であるとする李學勤<sup>⑧</sup>の説に従う。

⑪喜喜は諱諱、『春秋左氏傳』襄公三十年に「或るもの宋大廟に叫びて曰う。諱諱出出。鳥亳社に鳴くこと諱諱と曰うが如し、甲午に宋に大災あり」とあり、不祥を知らせる声。

是遊月閏之勿行<sup>⑫</sup>。一月二月三月、是胃遊終、亡奉□丌邦。四月、五月是胃學紀、亡床<sup>⑬</sup>□□、

⑫閏字は、八行文に見えるが、前後の缺字のために意味が取れない。

睡虎地秦簡・為吏之道・十六に同形の字が見える。「是れ月を失い、閏の行う勿き」とは、李のきざしのある歳にあたり、ひと月の長さを失い、また置閏を行うことがなかったときをいう。『春秋左氏傳』文公元年に「是こに於いて、三月に閏するは禮にあらざるなり、先王の時を正すや、端を始めて履み、正を中に擧げ、餘すを終りに歸す、端を始めに履めば、序は愆らず、正を中に擧げれば、民は惑わず、餘すを終りに歸すれば、事は悖らず」とあって置閏は歳末に行うとする。

⑬遊終は歳末が當を得ないこと。學紀は『莊子』天運に「日月星辰、其の紀を行（めぐ）る」とあって、紀は連行の軌道。ここではその紀綱が乱れることをいう。

置閏を行わなかった結果としてその邦にあらわれる亡奉、亡床にたいする語はともかく缺字で不詳である。床字は字形的には砵の字と合うが、『說文解字』の「石を履み水を渡る也」という解には合致しない。

戠西域（域）又吝<sup>⑭</sup>。如日月既學、乃又鼠（瘰）<sup>⑮</sup>、□東域又吝。

⑭域は『玉篇』阜部に「域古城字」とある。吝は『易經』系辭上に「悔吝とは、憂虞の象なり」とあって、憂慮すること。

⑮商承祚<sup>②</sup>が鼠と隸定したこの字は、睡虎地秦簡に類似の字形が多く見える。鼠は瘰。『詩經』小雅、雨無正に「鼠思、泣血し、言として疾まざるなし」とあって、思ひ病むこと。また『詩經』小雅、正月に「哀しきかな我小心、瘰憂して以て痒む」とあって、憂いの病をいう。

吝のち罹る病の症状。『山海經』中山経には「脱扈の山に草あり焉……名つけて植楮と曰う、以て瘰を已むべし」とあって、郭璞注に「瘰は病なり」とある。

□乃兵、寓⑩于其王。凡戡惠匿、女曰⑪亥（垓）。

⑩寓字は郭店楚簡・尊徳義に同形字が見え、「旨を以て其の義を害（垂）せんと欲す」とあって、害と訓んでいる。

⑪商承祚②が「惠匿」を「側匿」と解釈して以来これが通説となっている。

『尚書大傳』卷三に「朔に月東方に見ゆ。之を側匿と謂う」とあり、鄭玄注に「側匿、猶ほ縮縮行遲の貌のごとし」とあるところから、徳匿は側徳、側徳は縮朒とする。朒は『説文解字』に「朒朔に月東方に見ゆ（朔日、東方に月の見えるさま）。縮朒と謂う。月に従う内聲」とある。段注は朒につくり「月に従う、肉聲」とする。朒の音はヂク。訓みは、ついたちづき。ちぢむとよむ。朔の時刻が遅ければ月と日が離れており、夜明けの月の出は日より早くなり、東方に月の見えるさま。反対に朔の時刻が早ければ日暮れの月が日より遅く沈むことが推測できる。本来見ることでできないこの外形の縮む天象を徳匿とする。

しかしながら『漢書』孔光傳に「其の傳に曰う。時に日月亂行有り、朒、側匿と謂う」とあり、朒と側匿を合わせて言う。「晦に月の西方に見えるを朒と謂う」とあって、側徳と同様本来見ることでできない

天象である。とすれば、側徳は冒頭の「月が長さを余したり、足りなかつたりして當を得ない」現象に内包される。李學勤⑧のいうように、側徳はすでに語られており、ことさらに徳匿として挙げる必要はないかと思われる。

また、『韓非子』二柄に「明主の其の臣を導き制する所の者は、二柄のみ。二柄は、刑・徳なり。何を刑徳と謂う。曰く、殺戮之を刑と謂い、慶賞之を徳と謂う」とあるが、馬王堆帛書「刑徳」篇では、陰陽吉凶を推算して日を選択術となっている。神煞となった刑・徳は天上を移動し、その周期に基づいて占いが行われるようになる。

一方、諸子、經典に見える徳は、

『莊子』天地「泰初は有無、有無く名無し、一の起るところ、一ありていまだ形あらず。物は得て以て生ず、之れを徳と謂う」

『管子』心術上「虚無無形之れを道と謂う。萬物の化育之れを徳と謂う」

『淮南子』齊俗訓「性に率いて行い、之れを道と謂う。其の天性を得る。之れを徳と謂う」

『禮記』月令「相に命じて徳と令を布さしめ、慶を行い恵を施す」

『周易』繫辭下「天地の大徳を生と曰う、聖人の大寶を位と曰う」とあって、萬物を化育する天の徳を謂う。今はこれに従い「天徳が匿れる」と語釋する。

「凡歳惠匿女曰」の下一字は判読が難しいが、「凡て徳匿の歳を安に曰う」とあるので、どのような状況かをいう語が続くと思われる。あるいは、『爾雅』釋天の「二月為如」の如かもしれないが、文章が繋がらず意味は判然としない。

佳(惟) 邦所五夫<sup>⑱</sup>之行。 卉木民人以風<sup>⑲</sup>四淺(踐)之尚(常)、  
□□上突三寺是行<sup>⑳</sup>。

⑱ 德匿の歳にあたつた邦の日常には五つの妖が生じるといふ。冒頭の文からすれば、天地日月星辰に生じる。

⑲ 風の字は八行文(一・三一)に見られる<sup>㉑</sup>に字形が似る。『莊子』・天下篇に「墨翟、禽滑釐其の風を聞き而して之を説び、之を為すこと大過」とあつて、「禹の」遺風とする。また後文の四興とも関わるが、『漢書』禮樂志に「四興遞代して八風を生む」とある。

淺は踐。饒宗頤<sup>⑤</sup>の引く『詩經』鄭風・東門之墀「有踐冢室」の毛傳「踐、淺也」による。

ここでは「草木と人は四時の運行の常として四方の風に依る」と語釋する。

⑳ 上突は天天。『詩經』小雅 正月に「民に今之れ祿無し、天は天し是れ椽す」とある。三時は春、夏、秋。『馬王堆漢墓帛書』經法〈論約〉に「三時成功、一時刑殺、天地の道なり」とある。

惟息匿生戡三寺、皆繫之以素(服)降(物) ⑳、是月以婁(數)曆為之<sup>㉑</sup>。

㉑ 繫は繫ること。「繫ける」は睡虎地秦簡日書に見え、「これに繫けて」と讀む。「徹、大徹、利戰伐、不可以見人、娶妻、嫁女、出入人民、畜牲、祠、必斗(激しく)見血。以生子、死。亡者、得。以繫、久。

正月以朔多雨、歲善、無兵)。

素降を、饒宗頤<sup>⑤</sup>は、『春秋左氏傳』昭公十七年に「唯正月朔、慝(陰氣)の未だに作らずに、日之を食する有り、是に於いて、鼓を伐ち幣を用いること有るは禮なり、其餘は則ち否せず。大史曰う、此の月に在つて、日は過分にしていまだ至らず、三辰に災有り、是に於いて百官は降物す」とあるのを引き、素<sup>㉒</sup>幣を幣と釋して奉幣とする。しかし杜預注には「降物、素服」とあつて、孔穎達疏には「降物とは其の物采を減(へら)すを謂う」とある。今はこの杜預説に従う。江陵天星觀一號墓、遺策簡には類似する素(素)があり、また糸の下部を巾に作る字例は、曾侯乙墓竹簡(文字編二八三〜三一三)に多く見える。

⑳ 婁の字は包山楚簡・一六一に婁臣、婁它(人名)とあるものと同形<sup>㉓</sup>。『詩經』桓に「萬邦を綏じ、豐年を婁う」とあつて、傳に「婁、亟なり。亟は、數なり」と曰う。ここでは「數える」と讀む。

後文の「未だ曆(擬)して以て則と為すを智(知)らず」の一文からすれば、「之」につづく不詳の□には、則が入るとおもわれる。曆は、『說文解字』卷十四、香(香部、魚紀切)に「盛んな兒。香に从い日」に从う。疑疑のように讀む」とある。饒宗頤<sup>⑤</sup>はこの読みから「此れ讀んで擬と為す」といふ。李學勤<sup>⑧</sup>は(第二篇楚帛書研究、第六節)、曆を存と釋して「察する」意とする。兩釋ともに、本文の解釋として不足はないが、「數を以て」をうけるには「擬する」が妥當であろう。後文にあるように、民はこれに依つて「歲を智る」ことができる。

佳□又二□、佳季惠匿、出自黃淵(淵)⑳。土身亡□、出内□、  
同乍丁下凶。

㉓『易經』坤に「天玄而地黃」とあり、黃淵は地底の淵を言う。楚帛書と同出の帛書「人物御龍帛書」は墓主の「引魂昇天」を写すとされるが、龍舟は魚の泳ぐ地の淵から出て墓主を載せ昇天する。圖象の形式は馬王堆帛書と同じ。

李の徳匿(の原因)が、地の淵から出るとすれば、土身は地上と推測される。「土身に□が亡く、□(淵?)からの出入りと同じくして」というのは、缺字のために意味が定かではないが、其の下に凶(まがごと)を作すと假に釋す。

日月皆準、星唇不向(界)㉔。日月既準、戡季乃弋。寺雨進退、  
亡又尚死㉕。

㉔同は□の古文。『說文解字』卷五、(口部 古癸切)に「邑外之を郊と謂う、郊外之を野と謂う、野外之を林と謂う、林外之を門と謂う。遠界を象る。凡て□の屬は皆な□に从う。同 古文の□从□、國邑を象る」とある。これより、星辰の領界と釋す。

㉕弋は未の初形で、忒聲。忒は、『說文解字』卷十、心部、他得切「更改すること。心に従う弋聲」とある。『馬王堆漢墓帛書』論約に「四時にして定り、爽わず忒わず、常に法式有るは、天地の理なり」とあるもの。

死は恒。『說文解字』恆に「死 古文の恆は月に従う。『詩經』に曰う。月の恆の如し」とある。また『馬王堆漢墓帛書』經法に「天地の恆常、四時、晦明、生殺、柔剛」とある。

日月は皆乱れ、星辰は領界せず。日月が既に乱れ、歳季は取って代る。季節の雨に恒常が亡くなることをいう。

恭民未智(知) 曆(擬えて) 以為則、母(母) 童(動) 群民以  
□則、三死(恒) 發、四興鼠㉖、以□天尚(常)。

㉖先の「婁(數)を以て曆す」という行為者が、「素(服) 降(物)を以てする」という在官の者であることからして、ここに言う恭民とは、為政者に繋がる在官の者といえる。また群民は、後文の「民人弗智歲」の民人となる。何淋儀㉗は『漢書』揚雄傳上の「揚」雄心之を壯とし、作賦毎に、常に之に擬え以て式と為す」を引いて、「曆(擬して以て則と為す)の傍証とするが、文脈、時代ともにかけ離れている。

下文にある天尚の語からして、三死は、何淋儀㉗に言うように、天人の恒常、四興は四時の盛行と考えられる。『管子』君臣上「天に常象有り、地に常形有り、人に常禮有り、一たび設られて更らず。此れを三常と謂う。『國語』晋語四「玉帛酒食、猶ほ糞土のごとし、糞土を愛して以て三常を毀つ」とある。先に引いた『漢書』禮樂志に「四興遞代して八風を生む」とあり、應劭注に「四時遞代して陰陽を成し、八風以て生ず」とあって、四時をいう。

群神五正<sup>㉗</sup>、四晨(辰) 堯羊(祥)。建<sup>㉘</sup>死襄民。五正乃明、百神是亨(享)。是胄息匿群神乃惠。

②『春秋左氏傳』昭公二十九年に「故に五行の官あり、是れを五官と謂う、實に列して氏姓を受け、封して上公とす、祀りて貴神と為す。社稷の五祀、是れ尊び是れ奉ず、木正を句芒と曰い、火正を祝融と曰い、金正を蓐收と曰い、水正を玄冥と曰い、土正を后土と曰う」とあって、ここでは五正は祀られる貴神である。

『馬王堆帛書』十六經・五正には「黃帝闡冉に問いて曰う。吾五正を布き施さんと欲す。焉にか止め、焉にか始めん。對えて曰う。…中略：五正を既に布し、以て五明を司らしむ」とある。《老子乙本及卷前古佚書》釋文注(一九七四年)には『管子』禁威篇の「五正を發し、薄罪を赦し、拘民を出し、仇讎を解くは時功を建つ所以なり」を挙げ、また四時篇では、「五正」を「五政」とし、四時に発せられる政令であるとする。篇中には、春は甲乙の日、夏は丙刃の日、秋は庚辛の日、冬は壬癸之日に發せられ、各々一政から五政までの宜禁が示されている。「群神五正、四晨(辰) 堯羊(祥)。建互襄民。五正乃明」の文意は、『管子』四時篇の「五政」に似る。

『鶡冠子』度萬には「天地陰陽稽みて身より取る、故に五正を布し以て五明を司らしむ」「龐子は曰う。敢て五正を問う。鶡冠子曰う。神化有り、官治有り、教治有り、因治有り、事治有り」とある。

関連して、四時思想ともいえる論を展開するものに、『春秋繁露』がある。四時之副篇に「天に四時あり、王に四政あり、四政は四時の

若し」とあり、また「四政の以て相い干するをうべからずは、猶ほ四時の相い干するをうべからずがごとし。四政の以て處を易えうべからずは、猶ほ四時の處を易えうべからずがごとし」という。

③建の字は『郭店楚簡』の『老子』乙一〇の<sup>建</sup>に似る。「是以建言又之」とある。

『論語』泰伯に「巍巍乎、唯だ天のみを大と為す、唯だ堯のみ之に則る」とある。堯が能く天に法とり教化を行ったので。後に帝王の盛徳と太平の盛世を「堯天」と稱頌する。あるいは饒と通じて富み足ること。

帝曰<sup>㉙</sup>繇(由) 敬之哉。母(毋) 弗或敬。

④八行文から推測すると帝は炎帝。繇は由。郭店楚簡・尊徳義九・二四(繇)では「道を知り而る后に行いを知る。礼に繇って樂を知り、樂に繇って哀を知る」とある。また、泉伯彘簋(202)には「王若くのごとく曰う。泉白(伯) 彘よ、繇(ああ) 乃の且(祖) 考自り、周邦に爵又(有)り」とあって、感嘆詞である。

佳天乍福、神則各(格) 之。佳天乍矣、神則惠之。欽敬佳備、天像是惻戚(成)<sup>⑤</sup>。

天が福、矣を作すことについては、洪範五行傳に「維れ王、后(きみ) たるの元祀、帝、大禹に令(命) じて、上帝に歩(お) さしむ。維の時、供(おお) ひに六沝を祀りて、用て下より咎(きわ) む。是

を用て畏れずして而ち神の怒るを知る。若（も）し六沝の見を作（おこ）し、是くの若く共（つつ）しみ禦（とど）めれば、帝用て神を差（たが）へざれば、則ち怒らず、五福乃ち降りて、用て下に章らかならん。若し六沝の見を作（おこ）し、若くのごとく共（つつ）しみ禦（とど）めざれば、六伐既に侵し、六極其の下にあり」とあるものが参考となる。

また、神がそれを格す、恵すことについて、『莊子』在宥篇には神は黄帝の名であらわされる。

黄帝立ちて天子と為りて十九年、令を天下に行う。廣成子の空同之山に在るを聞き、故に往き之れに見えて曰う。我吾子の至道に達するを聞く、敢えて至道の精を問う。吾は天地の精を取り、以て五穀を佐け、以て民人を養わんと欲す。吾また陰陽を官し、以て群生を遂げんと欲す、之を為すこと奈何。

同様に乱れを正そうとする者として雲の神雲將の名もみえる。

天氣は合せず、地氣は鬱結し、（陰陽風雨晦冥の）六氣は調わず、四時には節なし。今我は六氣の精を合せ、以て群生を育まんことを願う、これを為すこと奈何。

⑩ 欽は包山楚簡・一四三の 𠄎 と同じ。後文の「不欽前行」から類推した。戚は『説文解字』卷十四（戊部 氏征切）に「成、就也。戊に从い丁聲。戚は古文の成。从午」とあって、古文の成。

佳天乍下民之祚。敬之母（母）弋（忒、更改）。民勿用起⑩（起）  
□、百神山川瀉浴不欽前行

祚を式と釋して、式圖とする李學勤⑧の説に従う意見も多いが、天が人の爲に式圖を作ったとは解しがたい。前文の「天像是惻戚（成）」からすれば、「祚」は『論語』陽貨篇に孔子のいう「天何をか言わん哉。四時行われ焉、百物生ず焉」、すなわち「自ずとそうなるしくみ」と解するのがよいと思われる。

⑩ 起は、『説文解字』に「古文起从疋」とあって、起の古文。包山楚簡一六四に同字がある。

ここに「前行」と隸定した下部の欽けた「前」字を、饒宗頤⑤は「之」とするが、前後に在る「之」の上部とは字形が異なる。前文に在る、「天桓酒乍瀉、降于丌方、山陵丌雙、又問罕汨」等の李のきざしを、前行と解する。

民祀不疋（莊）⑪、帝牝（將）繇以亂□之行

⑪ 商承祚が、宋牼公之孫越亥鼎（集成 2588）の牼字を、莊と隸定して以来これが通説となっている。

民の祭祀が莊重さを失えば、天帝は「亂□」の行いをするという。先に引いた洪範五行傳の「六伐既に侵し、六極其の下にあり」とあるものが参考となる。

民則又穀(穀)③③、亡又(有)相憂(擾)。不見陵□、是則鼠至、  
③穀は美善なこと。『詩経』陳風・東門之粉に「穀旦に于差す、南方の原に」とある。『管子』禁藏に「氣情を營まざれば、則ち耳目は穀衣食足る」とある。

民人弗智戠③④、則無姦祭□ 則役民少有□土事勿從凶③⑤。

③④「戠を智ること弗ければ」の「歳」は、八行文に見える歳と四時の形成から見ると以下のようである。

(雹戠は女を娶り、子が生まれた。) 日月の生まれる以前に、子の四神が交代して行き、歳を形成し、四時ができた。「未有日月、四神相弋(代)、乃行以為歳。是佳(惟)四寺(時)」

炎帝は祝融に命じ、四神をひきいて(地に)降り、三天を安定させ、四極を安定させた。

〔炎帝乃命祝融、以四神降、奠三天□、思(使)奠四亟(極)〕

李零①の一三行文の帛書釋文(四五頁)に、旧釋を補正して次のように言う。

甲篇(十三行文)の中心となる話題は「歳(ひととし)」である。歳(の字は甲篇中に六回現われ、ここでは第一に「李歳」の解釋、第二に「凡て歳の徳匿」の引き起こす災異、第三に「民人が歳を知らない」ことからおこる危害を説いていて、どれもみな「歳」と關りがある。この篇の重点は「則匿」を説くことにあり、そこから生じる災異に

及ぶ。前人はこの篇は天象を講釋するものとしていたが、再檢証の結果、従前考察された星の名、「天桓」、「李星」、「歳星」は當たらぬ。文中で広く「日月星辰」を言うのを除いて、特定の星の名前、彗、倗雲、蜺の名はそこには(しめされていない)ない。

これについては、劉樂賢④に考察があり、次のようにいう。

孔家坡漢簡《日書》中に篇の原題を「歳」とするものがあり(簡四五八至四七八)、甚だ注意に値する。孔家坡漢簡《日書》の内容は基本的にみな各種の時日吉凶の選擇方法を講じている、しかしながら「歳」篇の重點は「歳」と時令を講ずるにある。他と較べて顯らかに特異なものである。

「歳」は簡文原有の篇題で、簡四五八のはじめに書されている。睡虎地秦簡《日書》甲種中にもまた一篇の「歳」と篇題するものがある。睡虎地秦簡《日書》「歳」篇の「歳」は神煞(神は人を助けるもので吉神、煞は殺で凶神を表す。著者注)の名前、または「淮南子」天文訓の「太歳」である。内容より看れば、孔家坡漢簡《日書》「歳」篇の「歳」は特に某一神煞を指すものではないことは明らかである。當該題中の「歳」は即ち簡四六〇の「是に於いて日を令して月に當らしめ、月を令して歳に當らしむこと、各十二時」の「歳」に應ずる。郭店楚簡「太一生水」の「歳を成して止む」と「楚帛書」の「乃ち止きて歳をなす」の「歳」は、おおむねこの「歳」篇の篇題名の「歳」の含む字義と相い同じである。

⑤役民の役字は、上海博物館藏竹簡『容成氏』十六の「戲役至らず、祿羨行われず」とある<sup>⑤</sup>に似る。

訓読

惟れ□□□、月は則ち緹紕して、其の尚(當)を夏(得)ず、春夏秋冬、□(亂?)あり尚(常)あり。日月星曆、其の行いを亂遊(失)し、緹紕は□を遊(失)つて、卉木に尚(常)なし、□(実(妖))。

天墜(地)は羨(祥)を作し、天桓は灋(將)に瀟(蕩)を作して、其の方に降らんとす。山陵は其れ變れて、淵(淵)には卒(厥)の汨(流)あり、是れを李と胃(謂)う。

李の歳の□月、月の内(入)の七日には□電雲(霜)、雨土あつて、其れ參職するを得ず。天雨は喜喜たり。是れ月を遊(失)し、閏之れ行う勿し。一月二月三月は、是れを遊終と胃い、其の邦に奉□するなし。四月、五月は是れを亂紀と胃い、尿は亡□□、

戡(歲)として西域(域)に吝(うれい)あり。かくの如く日月既に亂れば、乃ち鼠(癩)あり、□東域には吝あり、□乃ち兵があつて、其の王を寓(害)す。凡て戡の徳匿には、女(安)□亥(亥)に曰う。佳れ邦所に五実の行いあり、卉木、民人は以て四淺(踐)の尚(常)に風す、□□上実の三寺に是れ行われれば、繫けて素(服)降(物)を以い、是の月に婁(數)を以いて、曆(擬)して之が□を為す。

佳れ李の徳匿は、黃淵(淵)より出で、土身には□なく、出内(入)□、同じく其の下に凶を作す。日月は皆な亂れ、星曆は回(界)せず。日月既に亂れば、戡季は乃ち弋(代)り、寺(時)雨の進退に尚(常)死(恆)なし。

恭民は未だ曆(擬)して以て則を為るを智(知)らず、群民以て則に□して童(動)くこと母(母)ければ、三死(恒)は發(廢)れ、

四興は鼠(や)み、以て天尚(常)を□す。

群神の五正、四晨(辰)は堯羊(祥)。死を建て民を喪かす。五正乃ち明かなれば、百神は是れ高(享)す。是れ徳匿るも、群神は乃ち恵すと胃う。

帝は曰う「繇(ああ)之を敬し、或は敬せ弗ること母(母)れ」と。佳れ天は福を乍し、神は則ち之れを各(格)す。佳れ天は実を乍し、神は則ち之を恵す。欽しみ敬つて佳れ備えよ。天像は是れ側(すなわち)戚(成)る。佳れ天は下民の伐を作る。之れを敬い、弋(忒・改)すること母(母)れ。

民用て起(起)□勿ければ百神山川溝(漫)浴は、前行を欽します。民祀り瘞(敬)うことなければ、帝は灋(將)に繇つて以て亂□を行なわんとす。

民則ち穀(穀)すること又れば、相憂(擾)あらず、陵□を見わざず。是れ則ち鼠至るも、民人戡を智ること弗ければ、則ち姦祭□無く、則ち役民は少しく土事に□有れば従う勿し 凶。

現代語譯

これは□□、ひと月が長さを余したり、足りなかったりして當を得ないことが(原因となつて)、四時(春夏秋冬)が亂れて通常の交替にそぐわぬこと(結果)となる。

日月星辰のめぐる(軌道の)亂失も、ひと月の長短が當を得ないこと(さきの原因)による。(結果として)草木にとつても常がなくなる。□□「実」である。



天地はきざしをあらわし、天楛が動搖して一方に流れ降り、山陵は毀たれ、淵の水は汨流する。是れを「李」と謂う。

李の（きざしのある）歳の□月に内（入）ると、月の七日には、□電（かみなり）電（きり）、土まじりの雨が生じて、（人は）その職（しごと）に参畫従事し得えなくなり「後に云う天の作ったしくみに従うことができなくなる」、天雨は喜喜として降る。

ひと月が長さを失い、そのうえ置閏を行うことがないときの一月二月三月は是れを「遊終」と謂い、その邦は□を奉ずることがなくなる。

四月、五月は是れを「亂紀」と謂い、□□を尿することがなくなる。

その歳には西の国に憂いがあり、かくも既に日月が乱れば、乃ち（癩の）病がおこる。東の国にも憂いがあり、兵がおこり、王が害される（結果となる）。

凡そ「歳」として「徳匿」になると、かくの如く□と曰われる。徳匿の歳にあつた邦の日常には（天地日月星辰）五つの妖が生じる。草木と人は、四時の運行の常として四方の風に依るので、□□上突が三時（春夏秋）に行われることとなる。

徳匿の歳の三時（春夏秋）には（通常）これに繋げて、（質素な）素服を着用し供物を降ろして対応し、是の月の有りさまを（しくみに照らして）模し、術數でただす。

是の□又二□、李の徳匿は、地の淵から出で、地上（土身）には□が亡く、□からの出入りと同じく、其の下に凶事を作す。日月は皆な亂れ、星辰は領界することがない。日月が既に亂れると、歳季は代り、季節の雨のありようにも恒常が亡くなる。

恭しき民は、ときの有りさまに模して法則をつくることを知らず、群民を動かすこともなく、法則が□なると、（天地人の）恒常は毀たれ、四時の盛行は病み、天常は□となる。

諸々の神々によって広く行われる施しは、ときに堯の教化の吉兆のように、恒常のしくみを建てて、民を懐かせる。明らかな施しはよろずの神もまた享受する。是を「徳が匿れても諸々の神々は恵む」と謂う。天帝は曰う「由つてこれを敬え。敬わないことのないように」と。

天は福を作し、神はこれを格（いたす）。天は妖を作すも、神はこれに恵む。欽しみ敬つて服せば、天の有りさまとの合致はおのずと成る。天は下民のためにしくみを示しているの、これを敬い、改めてはいけない。

民が用て□を起（起）することがなければ、百神山川溝（萬）浴（谷）は、前行を欽しむことはない。民が祀り瘡（莊）うことがなければ、帝は酒（將）に繇つて亂□を行なうであらう。

民が穀（穀）くすれば、相い憂うことはなく、陵（亂）□をあらわすこともない。

鼠が至り民人が歳を智ることがなければ、豚祭は□無く 土事の役民は少しでも□が有れば従うべきではない。凶である。

#### 〔付記〕

本稿は、「子彈庫楚帛書に見える災異説について」（第一一九回東アジア恠異学会定例研究会、二〇一八年九月十五日、於園田学園女子大学）、「子彈庫楚帛書に見える災異説について」（第七〇回漢字学研究

会二〇一九年二月二日、於キャンパスプラザ京都の二回の口頭發表  
〔前回は十三行文の釋讀を中心に、後回は十三行文の性格について〕  
をもとに、修正を加えて作成した。兩会の席上、各位から多くのご批  
正を賜った。

彩色摸本作成に当たっては、絹地の設えから表具まで菊地英恭氏の  
手を煩わした。色彩の選定と絵具使用については藤本築男氏の助言を  
得た。筆者の拙い筆遣いを補助する多数の用筆は家形一雄氏より提供  
された。深謝の念に堪えない。

（立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所客員研究員）